明石市園芸連合会 特定外来生物捕獲箱貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定外来生物による農業被害が現に生じ又は生じるおそれがある場合に、農地及び農作物を農家が協働して守り、もって被害防止及び軽減を図るため明石市園芸連合会(以下「園芸連」という)が所有する捕獲箱(以下「捕獲箱」という)を農家に貸与することについて必要な事項を定める。

(貸与の対象者及び条件等)

第2条 捕獲箱の貸与の対象者、条件、貸与台数、貸与期間及び提出書類は、 別表のとおりとする。

(捕獲対象動物)

第3条 捕獲対象動物はアライグマ及びヌートリアとする。

(捕獲器の保管)

第4条 貸与にかかる捕獲箱は、あかし農業協同組合及び兵庫南農業協同組合 明石播磨営農経済センターにおいて保管する。

(貸与の申請)

- 第5条 捕獲箱の貸与を受けようとする者(以下「申請農家」という)は、捕獲箱貸与申請書(別記様式)を会長に提出しなければならない。
- 2 捕獲箱貸与申請書の提出窓口は、あかし農業協同組合及び兵庫南農業協同 組合明石播磨営農経済センターとし、貸与を希望する農家は所属する地区の 窓口に申請する。

(貸出の決定)

- 第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは審査を行い、適当と認 める場合は、申請農家に捕獲器の貸与を行う。
- 2 貸与期間は2週間を上限とする。

(設置)

- 第7条 捕獲箱は申請農家の管理する農地に設置するものとする。但し、やむを得ない場合に限り、他の土地に設置することができる。
- 2 前項但し書きの場合、捕獲箱の設置について当該土地の所有者等の承諾を 得なければならない。
- 3 捕獲箱の設置は、適切な講習を受講した農家(以下「実施農家」という)が行わなければならない。

(管理)

- 第8条 申請農家は、捕獲箱を常に良好な状態で管理し、貸与を受けた目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。
- 2 申請農家は、捕獲箱を設置する期間中、毎日1回以上捕獲箱を点検しなければならない。

- 3 申請農家は、捕獲箱を亡失し又は損傷したときは、その旨を遅滞なく会長 に届け出るとともに、捕獲箱の亡失又は損傷が申請農家の責に帰すべき事由 による場合はその損害を賠償するものとする。
- 4 申請農家は対象動物を捕獲したときは速やかに会長に報告するものとする。 (殺処分)
- 第9条 捕獲した対象動物の殺処分は電気止めさし器等、当該対象動物に苦痛 を与えない方法による。
- 2 申請農家は、対象動物を捕獲したときは実施農家に通知し、殺処分を依頼するものとする。
- 3 実施農家は、申請農家から捕獲の通知及び殺処分の依頼を受けたときは、 速やかに農協窓口で止めさし器を借り受け、殺処分を実施するものとする。 (申請農家等の責任)
- 第10条 捕獲箱の貸与期間中に発生した事故については、園芸連は一切の責任 を負わない。貸与された捕獲箱に起因する事故が発生し、当事者及び第三者 に損害が発生した場合、申請農家がその責任を負う。ただし、その損害が捕 獲箱の設置の瑕疵により発生したものであるときは実施農家が責任を負う。 (承認の取消し、変更及び返納命令等)
- 第11条 会長は、申請農家が第7条第1項の規定に違反したとき、又は必要と 認めるときは、貸与の承認を取り消し、又は貸与期間を変更して捕獲箱の返 却を命じることができる。
- 2 申請農家は、貸出期間が満了し、又は前項の規定により返却を命じられた ときは、直ちに会長に捕獲箱を返却し、捕獲頭数を報告しなければならない。 (報酬)
- 第12条 実施農家に対し報酬は支払わない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。 附則

この要綱は2019年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

対象者	農作物被害を受け又は受けるおそれのある農業者
条件	申請農家の住所及び設置場所が明石市内であること
	捕獲箱の設置に関して土地所有者等の承諾があること
	申請農家が捕獲箱の見回り及び餌の交換等を行うこと
	第三者が自由に侵入できない場所に捕獲箱を設置すること
設置台数	1申請につき1基
貸出期間	貸与の日から2週間以内
提出書類	捕獲箱貸与申請書(別記様式)